

中津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成 17 年 2 月 25 日

中津市条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を公告して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「指定施設」という。）の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 申込資格
- (4) 選定の基準
- (5) 指定の期間
- (6) 指定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (7) その他市長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

- (1) 指定施設の事業計画書
- (2) 指定施設の管理に関する収支計画書
- (3) 団体の経営状況を説明する書類
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(指定管理候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する団体のうちから指定管理者となるべき団体（以下「指定管理候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) その事業計画による指定施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る指定施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を行うために必要な経済的基礎及びこれを的確に行うために必要なその他の能力が十分であること。

2 市長等は、前項の規定により指定管理候補者を選定するときは、指定管理候補者選定委員会に諮問しなければならない。

（選定の特例）

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する手続等によらず、前条第1項各号のいずれにも該当するものと認める団体を指定管理候補者として選定することができる。

- (1) 第3条の規定による申請がなかったとき。
- (2) 第10条の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、その他指定施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
- (3) 指定施設の設置目的及び業務の性質等から特定の団体に管理させることが、指定施設の適切な管理運営に資すると認められるとき。

2 市長等は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、第3条に規定する書類の提出を求めるものとする。

（指定の告示）

第6条 市長等は、議会の議決を経て指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

（協定の締結）

第7条 指定管理者は、第2条第5号に規定する期間の開始前に、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する事業計画書に記載された事項

- (2) 指定施設の管理に要する費用に関する事項
- (3) 指定施設の利用者等に係る個人情報(中津市個人情報保護条例(平成15年中津市条例第28号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いに関する事項
- (4) 次条に規定する事業報告書に記載すべき事項
- (5) その他市長等が必要と認める事項
(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後50日以内に、指定施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において第10条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
(業務報告の聴取等)

第9条 市長等は、指定施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長等は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 前条の指示に従わないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか指定施設の管理を継続することが適当でないとき。

2 第6条の規定は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長等はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった指定施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失により、その管理する指定施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者は、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び指定施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、当該指定施設の管理に関し知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(情報公開)

第14条 指定管理者は、指定施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(指定管理候補者選定委員会)

第15条 第4条第2項の規定による諮問に応じ指定管理候補者の選定に関し調査審議するため、指定施設ごとにそれぞれ指定管理候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員8人以内とし、市長等が必要な期間を定めてこれを委嘱し、又は任命する。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条及び附則第 4 項の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、耶馬溪町又は山国町(以下「旧町」という。)において地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者に指定された法人その他の団体は、この条例による指定管理者(以下「特例指定管理者」という。)とみなす。

3 施行日前に、旧町において特例指定管理者に対しなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ地方自治法及びこの条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和 31 年中津市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

別表中					
「	コアやまくに運営審議会	委員	日額	4,500	」
を					
「	コアやまくに運営審議会	委員	日額	4,500	」
	指定管理候補者選定委員会	委員			」

に改める。